

熊本県保育士修学資金貸付等事業費補助金交付要領

(趣 旨)

第1条 知事は、本県における保育人材の確保を図るため、「保育士修学資金の貸付け等について（平成28年2月3日付け厚生労働省発雇児0203第3号厚生労働事務次官通知）」別紙「保育士修学資金貸付等制度実施要綱」（以下「実施要綱」という。）及び「保育士修学資金貸付等制度の運営について（平成28年2月3日付け雇児発0203第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」により保育士修学資金貸付等事業（以下「事業」という。）を行う社会福祉法人熊本県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉部補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(交付額の算定方法)

第2条 この補助金の交付額は、以下の方法により得た額の合計とする。

- (1) 県費分に係る交付額については、対象経費の実支出額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額（寄附金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に1/10を乗じて得た額とする。
- (2) 国費分に係る交付額については、要項別表に定める基準額とする。

(交付申請)

第3条 要項第3条の申請書は、別に指示する日までに提出するものとする。

2 要項第3条第2項第1号の事業計画書及び同項第3号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。

- (1) 熊本県保育士修学資金貸付等事業費補助金事業計画書（別表1）
- (2) 熊本県保育士修学資金貸付等事業費補助金所要額調書（別表2）
- (3) 熊本県保育士修学資金貸付等事業費補助金所要額算出内訳書（別表3）

3 要項第3条第2項第2号の収支予算書は、資金収支予算書によるものとする。

(交付の条件)

第4条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項第1号及び第2号に掲げるもののほか、次に定めるところとする。

- (1) 事業の実施に当たっては、貸付計画書（貸付見込人数、貸付見込額、返還見込額等）を策定し、当該計画書（当該計画書の内容を変更する場合を含む。）の内容について、知事の承認を受けること。
- (2) 債権管理に当たり、修学資金等の返還期間、返還額又は返還方法（当該返還期間等を変更する場合を含む。）について、知事の承認を受けること。
- (3) 返還の債務の免除に当たり、修学資金等の貸付けを受けた者が、長期間所在不

明となっている場合等修学資金等を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときにおいて、返還の債務の額の全部又は一部の免除を行う場合には、その妥当性について知事の承認を受けること。

- (4) 事業に関する会計については、特別会計を設定して会計経理を明確にしなければならない。
- (5) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (6) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める期間を経過する日までのいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (7) 事業により取得し、または効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (8) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (10) その他事業の実施に当たっては、県の指導・助言を受けること。

（変更交付申請）

第5条 要項第5条第2項の事業変更計画書の様式は、第3条第2項に定める様式を準用する。

（状況報告）

第6条 特別会計については、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の貸付事業決算書を策定し、知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第7条 要項第9条第1項の実績報告書は、別に指示する日までに提出するものとする。

- 2 要項第9条第2項第1号の事業実績書及び同項第3号のその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 熊本県保育士修学資金貸付等事業費補助金事業実績書（別表4）
 - (2) 熊本県保育士修学資金貸付等事業費補助金精算書（別表5）
- 3 要項第9条第2項第2号の収支精算書は、資金収支計算書（見込書）によるものとする。

（補助金の返還）

- 第8条 知事は、県社協が事業を中止し、又は廃止した場合には、知事の定めるところにより返還金及び中止又は廃止する時点における貸付原資等の残余额の全額に相当する金額を県に返還させることがある。
- 2 前項の返還金のうち、未貸付金及び事務費については、中止又は廃止後直ちに、その後において受け入れた貸付金の返還金については毎年度末日までに県に返還しなければならない。
 - 3 県社協は、知事の承認を受けて事業を廃止する場合には、県社協が現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の貸付計画等を知事に報告するとともに、事業を廃止する時期までの各年度における補助金の額の合計額を限度として知事が定める額を県に返還しなければならない。
 - 4 知事は、使用見込みのなくなった貸付原資又は事務費の残余额がある場合には、期限を定めて、県に返還させることができる。

（雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年7月2日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年6月12日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年10月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年11月13日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年1月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年7月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年11月6日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年3月20日から施行する。